

汚水管接続義務免除等許可決定通知書

20 年（平成 年） 月 日

様

藤沢市長  
鈴木恒夫

年 月 日付けで申請のあった、  
【 汚水管接続義務の免除  
免除に係わる事項の変更  
免除の更新 】 に  
ついては、次のとおり決定したので通知します。

許可区分	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない
免除期間	20 年（平成 年） 月 日 から 20 年（平成 年） 月 日 まで3年間
変更事項	
事業所の所在地	藤沢市
免除下水の種類	
免除下水量	日最大      立方メートル，日平均      立方メートル
免除下水の排出先	
免除に当っては、裏面に掲げる事項を条件として付す。	

## 免除の条件

- 1 免除下水の水質は、下水道法第8条、法施行令第6条により当該処理区域の公共下水道からの放流水につき定められている水質基準（別添の水質基準表を参照のこと。）に適合しており、その水質が将来にわたって確保され、かつ排出先の公共用水域に水質汚濁を引き起こすおそれがないこと。
- 2 免除下水とそれ以外の下水とは、排水系統を完全に分離し、かつそれらの系統が容易に確認できること。
- 3 免除下水の水質及び量を常時測定記録できる監視体制を有し、報告の徴収に随時応じること。
- 4 免除下水の水質及び設備について、立入検査に随時応じること。
- 5 免除下水の処理により生じた汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されること。
- 6 免除の期間は3年間とする。
- 7 免除の期間終了後も引き続き免除を受けようとするときは、免除期間満了の日の前30日から10日までの間に、污水管接続義務免除申請書（継続）に前回交付した污水管接続義務免除等許可等決定通知書の写しを添付して提出すること。
- 8 氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名）を変更したときは、速やかに氏名変更等届出書を提出すること。
- 9 事業場等に関して譲渡又は貸し付けたとき、若しくは相続又は合併があったときには、速やかに承継届けを提出すること。
- 10 免除下水の種類、免除下水量、免除下水の排出先を変更しようとするときは、污水管接続義務免除等許可申請書に所定の書類を添付して申請すること。
- 11 免除下水の放流を休止又は廃止するときは、免除下水休廃止届出書を提出すること。また、引き続き公共下水道を使用しようとするときは、下水道法第12条の4の規定に基づく手続きをすること。

## 付 記

- 1 免除を受けた者が許可に当たり付された条件に違反し、虚偽の申請等によって免除を受けたとき、又は虚偽の報告をしたときには、下水道法第38条の規定に基づき免除を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は必要な措置を命じることがあります。
- 2 関係法令の改正又はその他の事情により許可条件を変更することがあります。
- 3 生活排水については、至急污水管に切替えをお願いします。